

「外国送金取引規定」新旧対比表（2025 年 10 月）

（下線部が改訂箇所）

現 行	改 訂 後
<前略> 2.（定義） この規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①～④<略> <u>（追加）</u> 3.（送金の依頼） 1）<略> 2）送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。 ①外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。 ②所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。 ③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、<u>住民票の写し等</u>所定の本人確認書類を提示してください。 ④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。	<前略> 2.（定義） この規定における用語の定義は、次のとおりとします。 ①～④<略> <u>⑤スワフト（SWIFT）</u> <u>主に銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加メンバー間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステム、もしくは、その運営母体である国際銀行間通信協会（Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication SC）のことをいう</u> 3.（送金の依頼） 1）<略> 2）送金の依頼を受付けるにあたっては、外国為替関連法規上所定の確認が必要ですので、次の手続きをしてください。 ①外国送金依頼書に、送金原因その他所定の事項を記入してください。 ②所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、当行所定の告知書に必要とされる事項を記入し提出してください。 ③所定の公的書類により本人確認済みの送金依頼人の預金口座から送金資金を振替える場合等を除き、<u>当行</u>所定の本人確認書類を提示してください。 ④許可等が必要とされる取引の場合には、その許可等を証明する書面を提示または提出してください。

(追加)

3) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、現金・小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。

2) 前項により送金委託契約が成立したときは、当行は、その契約内容に関して、外国送金確認票等を交付し、送金小切手の場合には、併せて送金小切手を交付します。なお、この外国送金確認票等は、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。

3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前または送金依頼人に対して送金小切手を交付する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については(追加) 当行は責任を負いません。

①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規(追加)に違反するとき(追加)

②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

3) 送金の依頼を受け付けるにあたって当行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「外国為替及び外国貿易法」を遵守し、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁違反、大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与を防止するため、送金資金の源泉を立証する書類の提示を求めることがあります。

4) 送金の依頼にあたっては、送金依頼人は当行に、送金資金の他に、当行所定の送金手数料・関係銀行手数料その他この取引に関連して必要となる手数料・諸費用（以下「送金資金等」といいます。）を支払ってください。なお、現金・小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

4. (送金委託契約の成立と解除等)

1) 送金委託契約は、当行が送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。

2) 前項により送金委託契約が成立し、外国送金取引を実行したときは、当行はその取引実行内容に関して、外国送金依頼書控えを交付します。なお、この外国送金依頼書控えは、解除や組戻しの場合など、後日提出していただくことがありますので、大切に保管してください。

3) 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当行が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

①取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規や各国の経済制裁関連の法規に違反するときまたはそのおそれがあるとき

②戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき

③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき
(追加)

4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却しますので、当行所定の受取書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第2項に規定する外国送金確認票等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

5) 受取書等に使用された署名または印影を、外国送金依頼書に使用された署名または印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたとえ、送金資金等を返却したときは、これによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(追加)

(追加)

5. (支払指図の発信等)

1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信し、または送金小切手を送金依頼人に対して交付します。

(追加)

③送金が犯罪にかかわるものであるなど相当の事由があるとき

④送金がマネー・ローンダリングおよびテロ資金・大量破壊兵器の拡散にかかる資金供与もしくは経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあるとき

4) 前項による解除の場合には、送金依頼人から受取った送金資金等を返却します。(削除)

(削除)

5) 当行が送金の依頼を承諾した以降、当行は、送金の依頼を実行するために必要な資金を調達するなど送金の依頼を実行するために必要な準備行為を行うことができるものとします。

6) 前項に基づき、当行が送金の依頼を実行するために必要な準備行為をした場合において、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消しその他当行の責めに帰さない事由により送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用、その他当行に生じた損害について、送金依頼人の負担とし、直ちに弁済するものとします。

5. (支払指図の発信等)

1) 当行は、送金委託契約が成立したときは、前条第3項により解除した場合を除き、送金の依頼内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信(削除)します。

2) 当行は、送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・習慣、外国送金に用いられる伝達手段（スイフト等）における要

2) 支払指図の伝送手段は、当行が適当と認めるものを利用します。また、<u>関係銀行についても、送金依頼人が特に指定した場合を除き、同様とします。</u> 3) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。 ①当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき ②送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金 に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行が	<u>件、または関係銀行所定の手続き等に従って、次の各号の情報のいずれか、または全てをスイフトおよび関係銀行（以下、両者を総称して「関係銀行等」といいます。）に伝達します。また、関係銀行等からの求めに応じて情報を伝達することがあります。</u> <u>なお、それらの情報は、関係銀行等によってさらに送金受取人に伝達されることがあります。</u> ① <u>外国送金依頼書に記載された情報</u> ②<u>送金依頼人の氏名・口座番号・住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報</u> ③<u>受取人の氏名・口座番号・住所、取引番号、その他受取人を特定する情報</u> 3) <u>送金依頼人が指定した支払銀行または関係銀行に向ける支払指図の伝送手段および伝達ルートは、当行が適当と認めるものを利用します。送金依頼人がスイフトのシステム内で銀行を選別するための番号である SWIFT BIC を指定した場合で、SWIFT BIC にもとづく銀行情報とその他の銀行情報（各国決済システム別銀行支店コード、銀行名、住所等）が相違したときは、SWIFT BIC にもとづく銀行情報を優先して利用します。SWIFT BIC にもとづく銀行情報とその他の銀行情報が相違していても、当行が支払指図発信前にその旨を送金依頼人に通知することはできないので、送金依頼人は、送金の依頼にあたって銀行の情報をよくご確認のうえ依頼する必要があります。</u> 4) 次の各号のいずれかに該当するときには、当行は、送金依頼人が指定した関係銀行を利用せず、当行が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当行は送金依頼人に対してすみやかに通知します。 ①当行が送金依頼人の指定に従うことが不可能と認めたとき ②送金依頼人の指定に従うことによって、送金依頼人に過大な費用負担または送金 に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があ
---	--

あると当行が認めたとき

4) 前 2 項の取扱いによって生じた損害については、(追加) 当行は責任を負いません。

<中略>

9. (取引内容の照会等)

1) <略>

2) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、(追加) 当行は責任を負いません。

3) 当行が発信した支払指図または交付した送金小切手について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。
この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第 11 条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額 (追加) を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

①変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のう

ると当行が認めたとき

5) 前 3 項の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。

<中略>

9. (取引内容の照会等)

1) <略>

2) 当行が発信した支払指図(削除)について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容について送金依頼人に照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当行からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。

3) 当行が発信した支払指図(削除)について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当行は送金依頼人にすみやかに通知します。この場合、当行が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、直ちに返却しますので、第 11 条に規定する組戻しの手続きに準じて、当行所定の手続きをしてください。

10. (依頼内容の変更)

1) 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、取扱店の窓口において、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。

①変更の依頼にあたっては、当行所定の内容変更依頼書に、当行に届出した署名または印章により署名または記名押印のうえ、(削除) 提

え、第4条第2項に規定する外国送金確認票等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されている場合には、その送金小切手も提出してください。

- ②当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

2) 前項の依頼内容の変更にあたっての内容変更依頼書の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、(追加) 当行は責任を負いません。

3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず、組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをしてください。

11. (組戻し)

1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

- ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、第4条第2項に規定する外国送金確認票等とともに提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、送金小切手が送金依頼人に対して交付されて

出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、依頼内容を変更する送金取引の第4条第2項に規定する外国送金依頼書控えの提示を求めることがあります。

- ②当行が変更依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、内容変更依頼書の内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。

2) 当行に届出した署名もしくは印章と内容変更依頼書に使用された署名または印章を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、送金内容を変更したときは、これによって生じた損害について、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるときを除き、当行は責任を負いません。

3) 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず、組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きをとります。

11. (組戻し)

1) 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、取扱店の窓口において、次の組戻しの手続きにより取扱います。

- ①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、当行に届出した署名もしくは印章により署名または記名押印のうえ、(削除) 提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。なお、組戻しをする送金取引の第4条第2項に規定する外国送金依頼書控えの提示を求めることがあります

いる場合には、その送金小切手も提出してください。

- ②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
- ③組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行所定の領収書等に、外国送金依頼書に使用した署名または印章により署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却にあたっての受取書等の取扱いについては、第4条第5項の規定を準用します。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、(追加) 当行は責任を負いません。

3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号(追加)を連絡先とします。

す。

- ②当行が組戻しの依頼を受けたときは、当行が適当と認める関係銀行および伝送手段により、組戻依頼書の内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
- ③組戻しを承諾した関係銀行から当行が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金を直ちに返却しますので、当行に届出した署名もしくは印章により、当行所定の受取書等に署名または記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2) 前項の組戻しの依頼にあたっての組戻依頼書の取扱いおよび返戻金の返却については、当行に届出した署名もしくは印章と、組戻依頼書または返戻金受領にあたっての当行所定の受取書等に使用された署名または印章を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めたうえ、組戻しに必要な手続きまたは返戻金の返却を行ったときは、これによって生じた損害について、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。また、前項第2号の取扱いによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

3) 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

12. (通知・照会の連絡先)

1) 当行がこの取引について送金依頼人に通知・照会をする場合には、外国送金依頼書に記載された住所・電話番号・電子メールアドレスを連絡先

2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくとも、これによって生じた損害については、(追加) 当行は責任を負いません。

1 3. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害

(追加)

- ⑦その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

<中略>

(新設)

とします。

2) 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくとも、これによって生じた損害については、当行の責に帰すべき事由によるものを除き、当行は責任を負いません。

1 3. (災害等による免責)

次の各号に定める損害については、当行は責任を負いません。

- ①災害・事変・戦争、輸送途中の事故、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等のやむをえない事由により生じた損害
- ②当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず発生した、端末機、通信回線、コンピュータ等の障害、またはそれによる電信の字くずれ、誤謬、脱漏等により生じた損害
- ③関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害、または当行の本支店を除いた関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- ④受取人名相違等の送金依頼人の責に帰すべき事由により生じた損害
- ⑤送金依頼人から受取人へのメッセージに関して生じた損害
- ⑥送金依頼人と受取人または第三者との間における送金の原因関係に係る損害

⑦成年後見制度利用に関する届出書を受領する前に生じた損害

⑧その他当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

<中略>

1 7. 規定の変更等

1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示または当行ホームページへの掲載またはその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとし

以 上	<u>ます。</u> <u>2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。</u> 以 上
------------	---